

議案第 97 号

市道路線の廃止について

道路法第 10 条第 1 項の規定により、市道路線を次のとおり廃止する。

平成 30 年 11 月 29 日提出

亀山市長 櫻井 義之

廃止路線

認定番号	路線名	起点	終点	摘要
11176	能褒野 12 号線	能褒野町字 能褒野 73 番 16 地先	能褒野町字 能褒野 73 番 30 地先	一般交通の 用に供する 必要がなくな った路線の 廃止

提案理由

市道路線の廃止について、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。